

【概要版】

# 八戸市地域福祉計画

---

第3期（平成28～32年度）



八 戸 市

## ■ 計画策定の目的

我が国は、近年の急速な少子高齢化の進展や人口減少により社会情勢が変化し、地域においては、家族形態やライフスタイルの変化、地域住民のつながりの希薄化など、人と人とのつながりが変化しています。

また、福祉サービスに対するニーズも複雑化・多様化し、公的なサービスのみでは対応が困難な生活上の課題も増えてきており、福祉サービス等の利便性の向上のほか、地域包括ケアシステムの構築など、多様な分野との連携による総合的な支援体制の充実が求められています。

第2期計画の最終年次となる平成27年度(2015年)には、介護保険制度や子ども・子育て支援に関する制度が大きく変わり、生活困窮者への支援制度も始まりました。さらに平成28年度(2016年)には、「障害者差別解消法」が施行されるなど、地域福祉分野は大きな変革の時期を迎えています。

第3期八戸市地域福祉計画は、このような状況に適切に対応し、すべての市民が住み慣れた地域で、安心して生活できる社会の実現に向けた指針として策定するものです。

また、計画の推進にあたっては、地域住民と行政の協働や、福祉サービス事業者との連携など、「自助・共助・公助」の取組が相互に補完しあって地域福祉を推進していくことを重視しています。

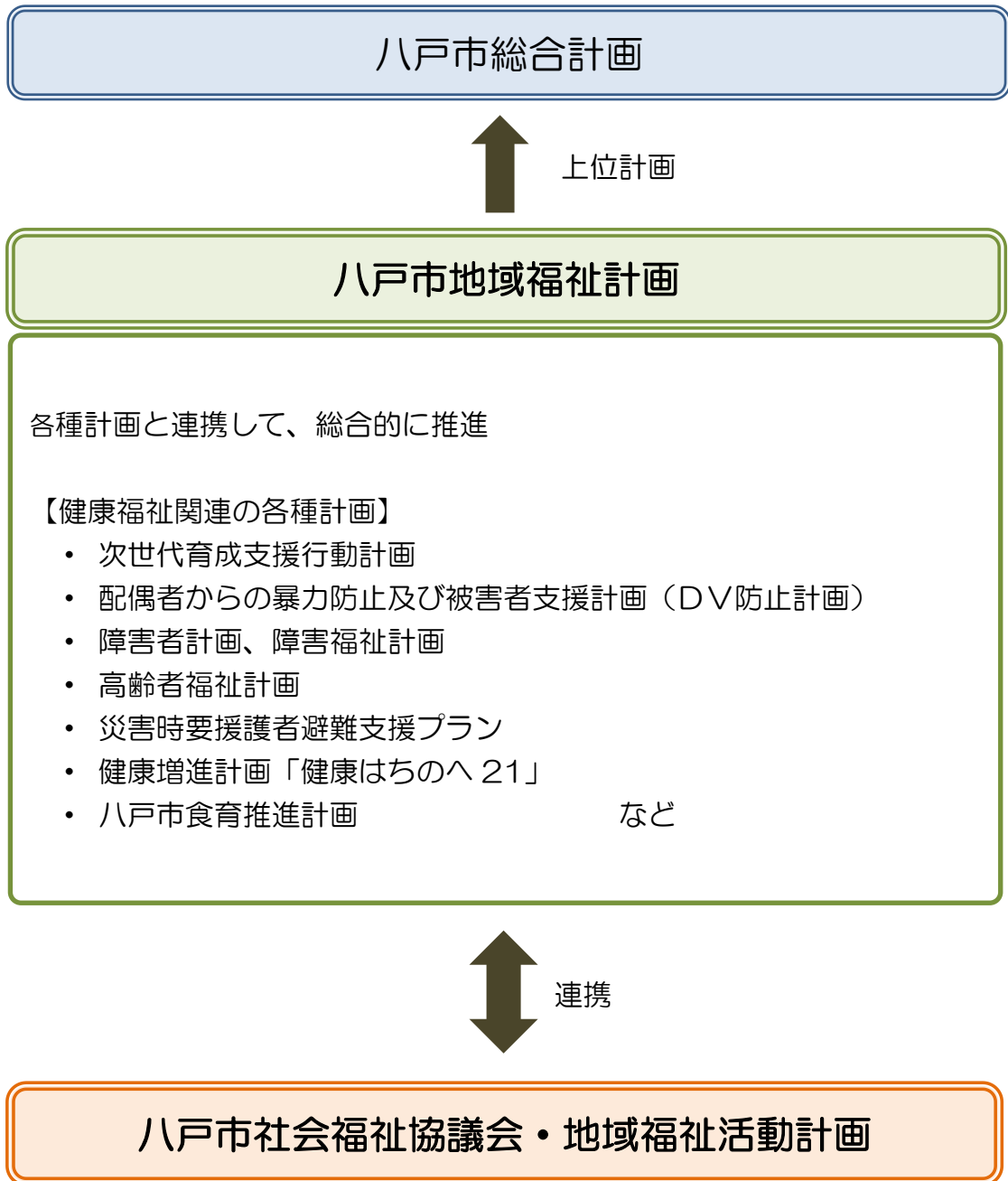
## ■ 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」として策定しております。また、八戸市総合計画を上位計画と位置付けるとともに、健康福祉の推進に関する各種計画と連携しながら、関連施策を総合的に推進するものです。

また、各種計画と本計画の対象分野が重なる部分については、他の計画の全部又は一部をもって、地域福祉計画の一部とみなします。

さらには、八戸市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」とも相互に連携を図ります。地域福祉活動計画は、地域における住民の自主的、主体的な福祉活動を進めるにあたっての指針となる行動計画であり、自助・共助の取組を重視する本計画と連携しながら推進していく必要があります。

【計画の位置付けイメージ図】



## ■ 計画の期間

この計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年とします。なお、期間中においても、必要に応じて見直しを行います。

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
計画名																			
第 6 次八戸市総合計画										←→									
第 3 期地域福祉計画										←→									
第 2 期次世代育成支援 行動計画										← 前期 →			← 後期 →						
配偶者からの暴力防止及び 被害者支援計画 (DV 防止計画)										←→									
障害者計画 (全体計画) ＜第 4 期障害福祉計画＞	←→																		
第 6 期高齢者福祉計画										←→									
災害時要援護者避難支援 プラン										←→ 継続 (必要に応じて見直し)									
第 2 次健康はちのへ 21										←→									
第 2 次食育推進計画										←→									
第 3 期地域福祉活動計画 (八戸市社会福祉協議会)										←→									

## ■ 計画の策定体制

平成 19 年 (2007 年) 4 月に施行した「八戸市健康と福祉のまちづくり条例」で、“健康福祉施策に関する計画の策定又は変更にあたっては、「八戸市健康福祉審議会」の意見を聴くものとする”と規定しています。

このことから、計画の点検・評価・見直しについては、「八戸市健康福祉審議会」の中の、地域福祉に関する事項を調査・審議する「社会福祉部会」が行います。

## ■基本理念

市民一人ひとりが健康で、共に支え合う  
安心・安全な地域社会の実現

市民一人ひとりが、生涯にわたって心身ともに健康で、年齢・性別・障がいの有無・社会的地位などにかかわらず個人として尊重されるとともに、地域住民同士や事業者、ボランティア団体、行政等が支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

## ■基本目標

基本目標1：健康で生きがいのある生活を送ることができる地域社会の実現

市民一人ひとりが生涯にわたって心身ともに健康で、生きがいに満ちた生活を送ることができる地域社会の実現を目指します。

基本目標2：個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制の充実

個人の権利が尊重され、誰もが公平かつ適切な福祉サービスを受けられる体制の充実を図ります。

基本目標3：共に支え合い、安心して暮らせる地域づくり

地域住民同士の支え合いや隣近所の助け合い、ボランティアやNPO等との連携、福祉サービス事業者の協力などにより、安全で、安心して、誰もが快適に暮らすことができる地域づくりを推進します。

基本目標4：福祉の心づくりと人材育成

生涯学習を通じた福祉教育の充実や、世代間交流の促進などにより、福祉への意識の高揚に努めるとともに、福祉を担う人材の育成を推進します。

## ■ 施策の体系

市民一人ひとりが健康で、共に支え合う安心・安全な地域社会の実現

基本目標 1：健康で生きがいのある生活を送ることができる地域社会の実現

- 1) 適切なケアマネジメントの推進
- 2) 高齢者や障がい者等の社会活動支援
- 3) 地域医療の連携推進
- 4) ワーク・ライフ・バランスの実現

基本目標 2：個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制の充実

- 1) 自立支援と権利擁護の推進
- 2) 相談支援・情報提供体制の充実
- 3) きめ細かなサービスの提供と質の向上

基本目標 3：共に支え合い、安心して暮らせる地域づくり

- 1) 地域の防災・防犯対策の充実
- 2) 住民同士が支え合う活動の促進
- 3) ボランティア・NPO活動の支援と協働の推進
- 4) 暮らしやすい環境の整備

基本目標 4：福祉の心づくりと人材育成

- 1) 地域福祉を担う人材や団体等の育成、支援
- 2) 福祉教育の推進と福祉意識の醸成
- 3) 世代間交流の促進

## ■推進施策

★マーク＝第3期計画・初登載事業（他は継続事業）

### 基本目標1：健康で生きがいのある生活を送ることができる地域社会の実現

#### 1) 適切なケアマネジメントの推進

No.	事業名	担当課／実施主体
1	地域包括支援センター運営事業	高齢福祉課
2	★介護・認知症予防センター事業	高齢福祉課
3	★介護予防ケアマネジメント事業	高齢福祉課

#### 2) 高齢者や障がい者等の社会活動支援

No.	事業名	担当課／実施主体
1	ボランティアポイント事業	高齢福祉課、市社会福祉協議会
2	高齢者ほっとサロン事業	高齢福祉課、市社会福祉協議会
3	★高齢者バス特別乗車証支給事業	高齢福祉課
4	★障がい者バス特別乗車証支給事業	障がい福祉課
5	★自動車運転免許取得・改造事業	障がい福祉課
6	★意思疎通支援事業	障がい福祉課
7	★障がい者就労支援団体ネットワーク事業	障がい福祉課、市社会福祉協議会
8	各種公民館活動	社会教育課

#### 3) 地域医療の連携推進

No.	事業名	担当課／実施主体
1	救急医療体制の確保	健康増進課
2	地域医療連携の推進	健康増進課
3	継続看護(訪問指導)の実施	健康増進課

#### 4) ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	事業名	担当課／実施主体
1	男女共同参画社会を考える情報誌「WITH YOU」発行事業	市民連携推進課
2	意識啓発講演会開催事業	市民連携推進課
3	★ロールモデルPR事業	市民連携推進課
4	★広報・ホームページ等による情報発信事業	市民連携推進課、雇用支援対策課、八戸商工会議所



**基本目標2：個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制の充実****1) 自立支援と権利擁護の推進**

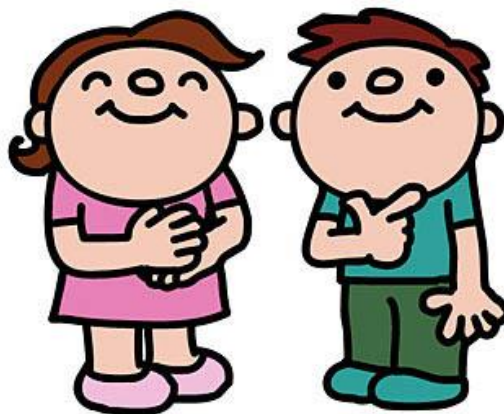
No.	事業名	担当課／実施主体
1	★生活困窮者自立支援制度	生活福祉課
2	日常生活自立支援事業	福祉政策課、市社会福祉協議会
3	成年後見制度利用支援事業	高齢福祉課、障がい福祉課
4	★権利擁護支援事業	障がい福祉課
5	★(仮称)権利擁護センター設置・運営事業	高齢福祉課
6	虐待等対策事業	福祉政策課
7	★高齢者・障がい者虐待対策ケース会議	高齢福祉課、障がい福祉課

**2) 相談支援・情報提供体制の充実**

No.	事業名	担当課／実施主体
1	福祉サービスの苦情相談・解決事業	関係各課、県社会福祉協議会
2	障がい者相談支援事業	障がい福祉課
3	様々な媒体による情報提供	関係各課

**3) きめ細かなサービスの提供と質の向上**

No.	事業名	担当課／実施主体
1	★休日保育の実施	こども未来課
2	★一時預かり事業	こども未来課
3	★病児・病後児保育事業	こども未来課
4	★軽・中程度障がい児保育事業	こども未来課
5	★障がい福祉サービスの給付事業	障がい福祉課
6	第三者による福祉サービス事業の評価制度	関係各課、市社会福祉協議会





## 基本目標3：共に支え合い、安心して暮らせる地域づくり

### 1) 地域の防災・防犯対策の充実

No.	事業名	担当課／実施主体
1	災害時要援護者支援事業	福祉政策課
2	★防災講演会等への支援	防災危機管理課
3	★自主防災組織育成事業	防災危機管理課
4	★安全・安心情報発信事業	防災危機管理課
5	★地域の安心・安全見守り活動推進事業	福祉政策課
6	地域防犯管理者の養成事業	防犯交通安全課
7	新入学児童に対する防犯笛の配布	防犯交通安全課
8	交通安全移動教室の実施	防犯交通安全課
9	交通安全推進団体の育成・支援	防犯交通安全課
10	地域安全・安心マップづくり推進事業	防犯交通安全課
11	★八戸市安全・安心まちづくり推進協議会	防犯交通安全課
12	安全情報配信システムの実施	教育指導課
13	悪質商法の被害防止のための出前講座の実施	商工政策課
14	悪質商法相談事例紹介	商工政策課
15	消費生活相談の実施	商工政策課

### 2) 住民同士が支え合う活動の促進

No.	事業名	担当課／実施主体
1	ファミリーサポートセンター運営事業	子育て支援課、市社会福祉協議会
2	ほのぼのコミュニティ21推進事業	福祉政策課、市社会福祉協議会
3	★連合町内会連絡協議会連携事業（町内会加入促進など）	市民連携推進課
4	★「地域の底力」実践プロジェクト促進事業	市民連携推進課
5	★地域担当職員制度	市民連携推進課
6	地域集会所整備費補助金	福祉政策課
7	子育てサロン支援事業	こども未来課、市社会福祉協議会
8	つどいの広場事業	こども未来課
9	地域子育て支援センター設置事業	こども未来課
10	放課後児童健全育成事業	子育て支援課
11	児童館運営事業	子育て支援課
12	児童館母親クラブ活動事業	子育て支援課
13	★地区公民館を核とした地域コミュニティ活動の促進	社会教育課

### 3) ボランティア・NPO活動の支援と協働の推進

No.	事業名	担当課／実施主体
1	市民活動サポートセンター運営事業	市民連携推進課
2	協働のまちづくり研修会	市民連携推進課
3	ボランティア活動の促進	市民連携推進課
4	★「元気な八戸づくり」市民奨励金制度	市民連携推進課
5	★「元気な八戸づくり」市民提案制度	市民連携推進課

### 4) 暮らしやすい環境の整備

No.	事業名	担当課／実施主体
1	バリアフリー化推進事業	福祉政策課
2	低床バスの導入	交通部運輸管理課
3	福祉バス運行事業	福祉政策課
4	南郷コミュニティバス運行事業	南郷事務所
5	南郷コミュニティ交通運行事業	南郷事務所
6	福祉有償運送事業	都市政策課
7	生活交通路線の確保	交通部運輸管理課、都市政策課



## 基本目標4：福祉の心づくりと人材育成

### 1) 地域福祉を担う人材や団体等の育成、支援

No.	事業名	担当課／実施主体
1	八戸市社会福祉協議会との連携及び支援	福祉政策課
2	福祉サービス事業者の育成及び連携	関係各課
3	民生委員児童委員への研修	福祉政策課、市民生委員児童委員協議会
4	保健推進員活動	健康増進課
5	食生活改善推進事業	健康増進課
6	★認知症サポーター養成事業	高齢福祉課
7	★障がい者就労サポーター養成事業	障がい福祉課

### 2) 福祉教育の推進と福祉意識の醸成

No.	事業名	担当課／実施主体
1	青少年の地域活動	教育指導課
2	福祉体験学習	市社会福祉協議会
3	ボランティア推進校事業	福祉政策課、市社会福祉協議会
4	福祉意識の醸成のための出前講座の実施	福祉政策課、市社会福祉協議会
5	鷗盟大学運営事業	高齢福祉課
6	健康まつりの実施	国保年金課
7	健康教育・健康相談事業の実施	健康増進課

### 3) 世代間交流の促進

No.	事業名	担当課／実施主体
1	三世代交流事業	高齢福祉課、市社会福祉協議会
2	地域伝統芸能の後継者養成への支援	社会教育課



## ■計画推進のための体制

- 地域福祉計画に掲げる施策、事業の推進にあたっては、地域住民の目線に立って、より効果的、効率的な事業手法を検討する必要があります。
- そのため、地域住民と密接なつながりを持ちながら、その中心的役割を担う社会福祉協議会や民生委員児童委員等との連携を図り、地域課題の把握と対策を確認しながら事業を進めます。
- また、福祉サービス事業者との連携を深め、サービスの質の向上や、様々なニーズに適切に対応できる体制づくりにつなげていくことも重要です。
- このように、「自助・共助・公助」の取組が相互に補完しあうことで、地域福祉のさらなる充実が図られるよう、計画を推進していきます。

## ■計画の周知と進捗状況の公表

- 地域福祉の推進には、住民や事業者と行政との協働が前提であることから、より多くの住民に計画を知っていただく必要があるため、市のホームページや広報紙への掲載など、あらゆる機会を通じて計画の周知に努めます。
- また、地域福祉計画を実効性のあるものとして推進していくために、庁内関係部局と連携しながら、執行状況や推進上の問題点を的確に把握し、八戸市健康福祉審議会社会福祉部会で、計画の進行管理や評価を行って、公表していきます。



## ■地域住民、事業者、行政の協働とそれぞれの役割分担

- 地域福祉の推進には、地域住民、事業者、行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって取り組んでいくことが必要です。
- 地域福祉計画は行政の施策、事業を中心に構成されていますが、以下に地域住民、事業者、行政それぞれの役割を明示し、努力目標として位置付けます。

### (1) 地域住民の役割

- 行政や地域福祉を推進する団体への参加、協力、連携
- 福祉ボランティアなどへの参加
- 地域住民同士の日常的な交流
- 見守り、声かけなどの自主的な福祉活動
- 災害時に備えた平常時からの準備（防災用品の備蓄、避難経路の確認等）
- 地域福祉を担う人材の発掘                      など

### (2) 事業者の役割

- 行政、地域との連携、交流
- ボランティア休暇制度の導入やボランティア活動への支援・奨励

#### 【以下、福祉関係事業者の役割】

- 福祉ボランティアなどの受入れ
- サービスの質の向上（無料又は定額な料金による福祉サービスの提供など）
- 相談機能、苦情解決制度の充実
- 福祉サービス利用者の権利擁護の推進
- 災害時等における要援護者の受入れ
- 福祉サービスに従事する人材の育成
- 新たな事業の開発、事業への参入                      など

### (3) 行政の役割

- 地域福祉を推進する団体への支援
- 地域住民、福祉サービス事業者との連携、協働
- 福祉ボランティアなどへの活動支援
- ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進
- 福祉教育の推進
- 福祉に関する相談体制、情報提供体制の整備
- 保健、福祉、医療等の連携の推進
- 権利擁護事業の推進
- 地域福祉を担う人材及び福祉サービスに従事する人材の育成
- 災害時等における要援護者への支援体制の整備
- 事業者へのボランティア活動に関する啓発                      など

### 第3期 八戸市地域福祉計画【概要版】

平成28年（2016年）3月発行

---

発行：八戸市 福祉部 福祉政策課

住所：〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号

電話番号：0178-43-2111（内線5013、5014）

Eメール：fukushiseisaku@city.hachinohe.aomori.jp

ホームページ：http://www.city.hachinohe.aomori.jp/